

地方自治体のための環境法令改正情報（10月分）

※この情報は、「[対象環境法一覧表](#)」に掲載されている法令のうち、官報で公布された内容に基づき、地方自治体のEMS運用に関連があると思われる改正事項を抜粋しています（条例は含みません）。

1. 化管法関連

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第288号）			
公布日	令和3年10月20日	施行日	令和5年4月1日
概要	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号）に規定する第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の見直しが行われました。 【改正の概要】 （1）第一種指定化学物質（PRTR制度とSDS制度の対象）の見直し 462物質 → 515物質（うち特定第一種指定化学物質15物質 → 23物質） （2）第二種指定化学物質（SDS制度のみの対象）の見直し 100物質 → 134物質 ※PRTR制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和5年度から、届出は令和6年度から実施		
関連情報	環境省（報道発表資料） http://www.env.go.jp/press/110089.html		

2. その他改正情報

名 称	公布日
下水道法第40条第2項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第17号）	令和3年10月25日
特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第295号）	令和3年10月29日

（令和3年11月 山田）

株式会社 知識経営研究所（担当者：二上、大谷、山田）

〒106-0045 東京都港区麻布十番 2-11-5 麻布新和ビル 4F

TEL: 03-5442-8421 FAX: 03-5442-8422 e-mail: info@kmri.co.jp